

熊本県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局長通知。以下「確認検査指針」という。）に基づき、指定居宅介護サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について基本的事項を定めるものとする。

(検査実施機関)

第2条 検査は、長寿社会局高齢者支援課が実施する。

(検査等)

第3条 検査の種類は次のとおりとする。

(1) 一般検査（概ね6年に1回）

業務管理体制の届出内容を確認するため、指定更新審査にあわせて計画的に実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当事案が発生した場合に実施するものとする。

2 検査の実施方法等は、次のとおりとする。

(1) 実施通知

検査の実施に当たっては、あらかじめ検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合等、実効性ある実態把握の観点から必要と認める場合にはこの限りでない。（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）

(2) 検査方法

検査は、「確認検査指針」を踏まえ実施するものとする。

なお、一般検査を実施する場合は、介護サービス事業者に別添「業務管理体制の整備に係る自己点検表」の提出を求め確認を行うものとする。

(3) 報告

ア 検査（立入検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について所属長に報告するものとする。

イ 立入検査を行った場合は、別紙様式1による報告書を作成の上、所属長に報告するとともに、行政上の措置等について検討するものとする。

3 行政上の措置等は、次のとおりとする。

(1) 勧告

介護サービス事業者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

(2) 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

(3) 行政上の措置に係る対応

前2号に規定する行政上の措置を行った場合は、期限を定めて報告を求めるものとする。

なお、勧告するまでに至らないが、改善を要すると認めた事項についても、同様に、改善報告を求めるものとする。

(4) 介護サービス事業者が、第2号に規定する命令に違反した場合は、関係市町村長に文書により通知するものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年5月24日から施行する。

別紙様式 1

業務管理体制確認立入検査結果報告書

| | |
|----------|--|
| 検査実施事業者名 | |
| 事業者側立会者 | |
| 検査実施日時 | |
| 検査担当者名 | |

<報告概要>

| | |
|---------|-------------------------------|
| 検査結果の総評 | |
| 今後の対応方針 | |
| 改善勧告 | ○する ○しない |

1 不正事案に対する組織的関与について

| | |
|--------------|--|
| 事実確認の内容 | |
| 組織的な関与に至った原因 | |
| 事業者（役員等）の認識 | |

2 業務管理体制について

| | |
|---------------------|---|
| 現状の確認 （具体的な運用状況） | 1 届出事項の内容 2 業務管理体制 ① 方針の策定 ② 内部規程・組織体制の整備 ③ 評価・改善活動 |
| 問題点 （改善を要する事項） | |
| 事業者（役員等）の 理解・認識 | |

